

臨時代理の報告について

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成 20 年東広島市教育委員会規則第 2 号）第 4 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 6 月 28 日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 臨時代理の要旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、平成 30 年第 2 回東広島市議会定例会提出議案（平成 30 年度東広島市一般会計補正予算（第 2 号）（教育委員会関係分））に対し、市長から意見を求められたため同意する必要性が生じたが、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したものである。

2 市議会提出議案の内容

別紙のとおり。

3 臨時代理年月日

平成 30 年 6 月 4 日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができ

る。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

(1)～(5) 一略一

(6) 第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第1項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第4条 法第25条第1項に基づき、教育長は、法第25条第2項各号及び第1条各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、当該事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

平成30年度東広島市一般会計補正予算(第2号)(教育委員会関係分)

1 歳入歳出予算の補正

(1) 歳入

(単位:千円)

款 項 目	補正額	説 明
16款 県支出金		
2項 県補助金		
7目 教育費県補助金	386	「山・海・島」体験活動推進事業県補助金 386
21款 諸収入		
5項 雑入		
3目 雑入	1,896	文化財発掘調査負担金 1,896
合 計	2,282	

(2) 歳出

(単位:千円)

款 項 目	補正額	説 明
10款 教育費		
1項 教育総務費		
3目 教育推進費	644	学校教育推進事業 644
5項 社会教育費		
5目 文化財保護費	1,805	埋蔵文化財調査事業 1,805
合 計	2,449	